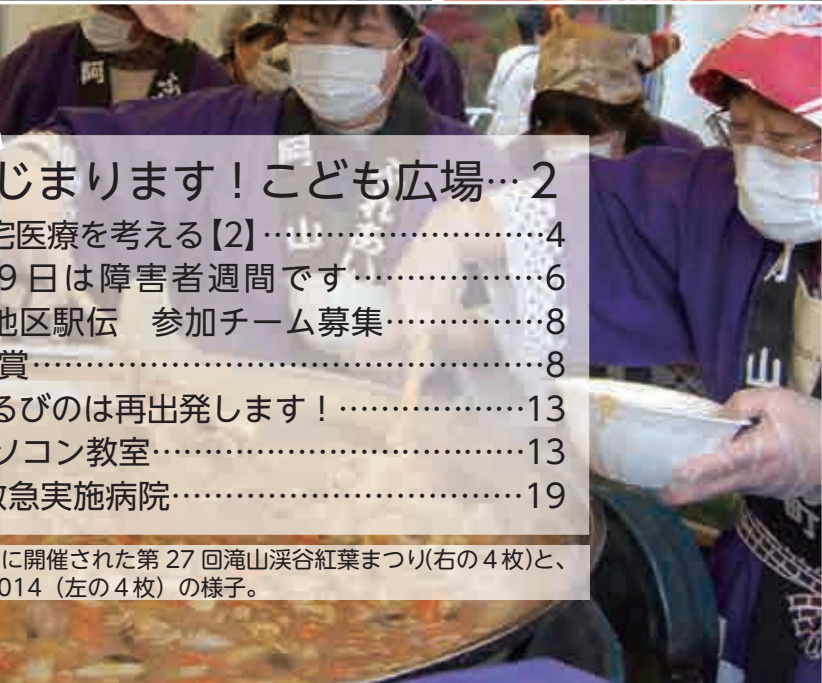


広報 いが市

12.1
No.218
2014年(平成26年)12月1日号



「第27回
滝山溪谷紅葉まつり」



【特集】はじまります！こども広場…2

- これからの在宅医療を考える【2】……………4
- 12月3日～9日は障害者週間です……………6
- 第55回伊賀地区駅伝 参加チーム募集……………8
- 人権作品市長賞……………8
- 大山田温泉さるびのは再出発します！……………13
- 障がい者のパソコン教室……………13
- 12月の二次救急実施病院……………19

※写真は、11月3日に開催された第27回滝山溪谷紅葉まつり(右の4枚)と、けんずいまつり2014(左の4枚)の様子。

小・中学生のみなさんへ！

はじまります！

小・中学生のための「広報いが市」

いづも広場

【問い合わせ】 広聴情報課 ☎22・9636 FAX22・9617

伊賀市に住んでるみなさん
「広報いが市」は
読んでほしいな～



「広報いが市」を知っていますか

小・中学生のみなさん、こんにちは。みなさんは、伊賀市役所で作っている「広報いが市」を知っていますか。伊賀市では、「広報いが市」という名前の冊子を、1カ月に2回発行していて、自治会などを通じて、みなさんのお家に届けてもらっています。みなさんが今読んでいるのが「広報いが市」です。

「広報いが市」にはいろいろなお話が載っています。市民のみなさん

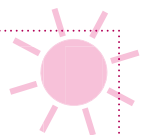
小・中学生のためのページです

んが健康でいられるように、予防接種や健康診断についてお知らせしたり、お祭りや講演会などの催しを紹介したり、市役所で進めている仕事について説明したりしています。

みなさんが読んで、内容を理解できる記事もあれば、難しくてもくわからぬ内容もあると思います。その中から、みなさんに関係がある記事やわかりにくい記事を選んで、みなさんにわかるよう説明するコーナーを作ります。

「広報いが市」は
家族が読んでほしい

なにが
書いてあるの？



小・中学生の
皆さんにも

読みやすいよう
3つの工夫をします

◆わかりやすい言葉で

ふだん話しているような、わかりやすい言葉で説明します。

とりあげる内容に、どんな理由があるのか、誰のためのものなのか、なども付け加えます。

◆ふりがなをつけて

漢字にふりがなを振ります。

ふりがなを振るのは、おおよそ小学校4年生までに習わない漢字や、習うけれども難しい言葉などです。

◆大きな文字で、行の幅は広く

「広報いが市」のほかのページよりも、大きい文字を使います。行と行の間は広くとりまします。

ちよつと

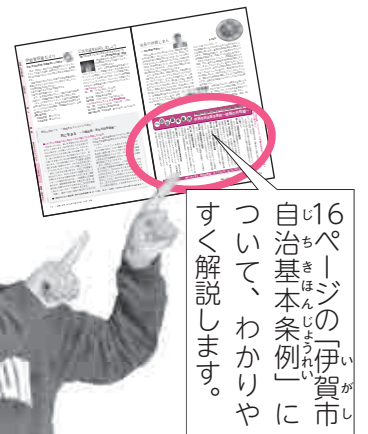
読んでみようかな



小・中学生のみなさんに
伊賀市のことを知ってもらうために
生まれたコーナーです。
その号の「広報いが市」から
記事をひとつ選んで
わかりやすい言葉でやさしく説明します。



こっちは
少しむずかしいー



**まちづくりをするための
約束事があります**

伊賀市には、「伊賀市自治基本
条例」という、まちづくりのため
の約束事があります。

そのまちに住んでいる人たちが、
自分たちで話し合いをし、協
力し合って、困りごとを解決し、
よりよいまちにしていくことを
「自治」といいます。

情報をみんなで共有します

まちを住みやすくするために
は、そこに住んでいる人だけでな
く、地域の集まりや、会社、ボラ

ンティアの人たちなどのさまざま
な団体と、市役所や県庁、国の機
関などたくさんの方が、それぞれ
力を合わせなくてはなりません。
それぞれが、役割をしっかりと理
解して取り組む必要があります。

まちづくりに参加していくため
に、まず重要なことは、みんなが
必要な情報を同じように知ってい
るということです。一人ひとりが
何をしたら良いのかを考えるに
は、ヒントになる情報が必要です。

だれがやるかを考えます

役割分担も大切です。だれがや
るのか、ということですが、

一人ひとりが自分でできること
は自分で行います。一人ではでき
ないことや、かえって無駄が多く
なることは、地域の集まりなどで
行います。それでもできない場合
は、市役所や県庁、国の機関が行
うという考え方でまちづくりをす
ることにしています。
この考え方を、「補完性の原則」と
呼びます。

**まちづくりでは
「住民自治協議会」が活躍します**

特に伊賀市では、地域の人の集
まりである「住民自治協議会」が
中心になります。それは、一人ひ
とりでは力が小さすぎてできない
こと、市役所や県庁、国の機関で
は大きすぎて細かな点に気を配れ
ないことについて、考え、実行す
ることに一番力を発揮できる集ま
りだからです。

伊賀流自治のしくみ

このように、みんなで力を合わ
せて「自治」を行うことについて、
伊賀市ならではの工夫をした「伊
賀流自治のしくみ」として決めた
約束事が「伊賀市自治基本条例」
です。

実はみなさんも、「自治」に参
加する一人です。家や学校などの
活動で「自治」につながっている
ことはありませんか。

まちをよくするために、みなさ
んにはどんなことができるでしょ
うか。家族や友達と話し合いなが
ら考えてみてください。

これからの在宅医療を考える【2】

～病気になってもなお、我が家で自分らしく暮らしたい～

「広報いが市 10月1日号」では、医師が自宅などを訪問して診療を行う“訪問診療”をご紹介しました。在宅医療にはこのほかにも、看護師が定期的に自宅などを訪れる“訪問看護”があります。できるだけ長く在宅でいられるよう、病気を悪化させず、ご本人や家族のつらさや悩みを支えるのが訪問看護です。

【問い合わせ】 医療福祉政策課 ☎ 22-9705 FAX 22-9673

訪問看護で減らせる“在宅の不安”

在宅医療にはさまざまな形があります。医師の訪問を受ける“在宅診療”は通院できない人が対象です。通院している場合や、医師の訪問診療を受けている場合でも、その合間に訪問看護を受けることができます。

医療の専門家がすぐそばにいる入院とは違い、自宅での生活は本人や家族にとって不安を伴うことがあるかもしれません。自宅などで暮らすときには、治療

とは別に、自宅などで看護師による処置を受けたり、生活上の助言を受けたりすることができ、これを訪問看護と呼びます。ケアマネジャーや病院の外来からの依頼、本人や家族からの申し出によって看護師の訪問を受け、必要な処置や、24時間

365日相談を受けることができます。



看護師が病院で行うことを、自宅でも

では、実際には、訪問看護とはどのようなことを行うのでしょうか？訪問看護では、病院で看護師が行っているケアのほとんどを受けることができます。点滴、人工呼吸器、胃ろう、尿カテーテルなどの管理や助言を行うほか、日々の栄養の取り方や、薬の飲み方から床ずれを予防するための注意点に至るまで、利用者の状態にそった助言をします。

回数や処置の内容は、体の状態に合わせて

訪問の頻度は、月に1回程度の場合もあれば、週1回、週3回など、その利用者の状態に合わせてみます。体調が不安定なときや、状態が悪いときは、一時的に毎日訪問することもあります。

内容も、病状や体調によって変化します。例えば、糖尿病や心不全などの慢性疾患で入退院を繰り返しているというような場合には、食事の指導や生活習慣の見直し、日々のケアを行います。定期的な訪問看護によって症状をコントロールできていれば、入院を減らすことができます。

食事の指導については、退院時にひととおりの栄養指導を受けたとしても、それを実際の生活の中で実践し続けることは容易ではありません。家庭という生活の場で看護師に、実際に今週はどんなものをどのくらい食べたかなどを話しアドバイスを受けます。食事(塩分、カロリー、タンパク、カリウムなど)に制約がある場合にも、日々の暮らしの中で繰り返し指導を受けることによって、実際の食生活を変えていくことができます。

通院している場合でも主治医の指示により訪問看護は受けられます。利用者やその家族の状態に寄り添い、自宅などで暮らし続けるために、病気を悪化させずに、少しでも快適に暮らしを組み立てていくことが訪問看護の役割なのです。

伊賀・名張地区訪問看護ステーション連絡協議会
理事・代表 西出 聡美看護師
(訪問看護ステーションおかなみ 所長)

「在宅医療を考える 講演会 第2回」



▶講師の桑田美代子さん

11月6日(木)、ヒルホテルサンピア伊賀の白鳳の間で、「これからの在宅医療を考える」と題して、伊賀医師会の水谷敬一会長が健康な老後を過ごすために必要なことなどを話しました。

また、「豊かな最晩年を迎えるために」と題して、青梅慶友病院の老人看護専門看護師の桑田美代子さんが講演しました。

桑田さんは、人は老いに向かつて生きていると語りかけ、「入浴・排泄・移動・着替え・食事を自分でできることが大切です。生活の中で楽しみながら、自分の体を動かしてください。」と話しました。

訪問看護を
利用しながら
自宅でリハビリ中

川瀬 裕啓さん

退院してからも 看護師と二人三脚で

平成13年に心筋梗塞で倒れ、50日間集中治療室に入っていたという川瀬さん。これまでの入院回数は10回にのぼります。今年2月に退院してからは、月に1回、近くにあるかかりつけ医のもとに通院し、週に1回の訪問看護を受けています。

心不全を悪化させないために、夜寝るときには人工呼吸器を装着しなければなりません。マスクの調整を自分ですることは難しいと話します。定期的に訪れる看護師は、この人工呼吸器の調整をするほか、減塩食についてのアド



▲ここ数日間の体調や過ごし方を看護師に話す川瀬さん(左)。



バイスをしたり、体調についての相談にのったりと、自宅で暮らし続けるために必要なケアを行っています。

季節を感じながら 散歩を楽しめるほど回復

退院直後はひとりでの起き上がることでもできなかったそうですが、今では電動カートに乗って近所を一人で散歩できるようにになりました。担当している看護師は、「呼吸器についても減塩についても、医師や看護師の指示をきっちり守ってくださるおかげで、体調は安定してきています。」と話します。

川瀬さんは、「自宅ですごくしていると、散歩をしたり、洗濯物を取り込んだりしながら、季節の移り変わりを感知されるのが楽しい。」と話しておられました。

本人の意思を大切に
静かな看取りが
できました

服部 美智さん

住み慣れた我が家にいたい という思いを大切に

市内に住む服部美智さんは、今年の夏、夫の源吉さんを自宅で看取られました。

源吉さんは、もともと県外の病院にかかっていたため、脳梗塞の症状が出たため、去年11月に市内の病院へ検査入院しました。そこでがんが見つかって手術を受け、12月に退院されたとき、源吉さんは、「もう入院はしない」と心に決められたそうです。

退院後、デイサービスやヘルパーの支援を受けながら自宅のおふたりの暮らしを再開しました。

ひとりで看病しているのではない安心感

病気のケアについては、月に1回通院し、それ以外には訪問看護師に週1回程度来てもらっていたそうです。

源吉さんの意志で自宅での療養を選んだものの、熱が出たときや、呼吸が苦しそうなときなど、美智さんは「本当

に入院しなくてもいいんだろうか。」と不安がよぎったと言います。

その頃の思いを美智さんはこんなふうに話します。

「本人の思いを尊重できたことはよかったです。訪問看護に定期的に来てくれる看護師さんたちの存在があったので心強く、『これでいいですよ』という言葉に励まされました。訪問看護に来てもらっていたおかげで、病院の主治医との関係もうまくいったと思います。ひとりで看病するのがどうしても心配なときは、夜中に電話させてもらったこともありました。」

自宅でゆったりと 人生を締めくくる準備

亡くなる直前に、美智さんは源吉さんが「エンディングノート」を記していたことを知りました。ノートには残された家族へのメッセージが書かれていたほか、告別式はせずお別れの会をしてほしいこと、お墓のことなどが細かに記されていて、遺影も用意してあったそうです。

「こんなに早く逝ってしまったとは思ってもみませんでした。が、亡くなる数日前には、

▲美智さん(左)と、訪問看護に訪れていた上野総合市民病院訪問看護ステーションの宮本管理者(右)。



私に対してねぎらいの言葉もかけてくれました。本人に悔いはなかったのではないのでしょうか。」と話してくださいました。

【問い合わせ】

訪問看護について詳しくはお問い合わせください。

地域包括支援センター

○中部(本庁舎)

☎26・15221

○東部サテライト(いが

まち保健センター内)

☎45・1016

○南部サテライト(青山

保健センター内)

☎52・2715

12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間は、障がいのある人たちにに対するバリア（障壁）を取り除き、社会参加を推進していくために理解と認識を深めるための週間です。

障がいのある人達の社会参加は、まわりの人の理解と認識があつてこそ実現するものであり、地域住民の心づかいや思いやりが住みよいまちづくりにつながります。

日常生活や事業活動の中でできる配慮や工夫を考えてみませんか？

だれもが暮らしやすいまちづくりは、そうした一歩から始まります。

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎22・9656 FAX 22・9662

「障害者差別解消法」が

制定されました

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくることをめざしています。平成25年6月に公布され、平成28年4月1日から施行されます。

法律の概要

この法律では、主に次のことを定めています。

①障がいを理由に差別的取り扱いや権利侵害をすることはなからず。

②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること。

③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないこと。



障がいを理由とする差別とは？

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

【例】お店に入ろうとしたら車いすを利用して入ることを理由に入店を断られた。

【例】障がいを理由にアパートの契約を断られた。

また、合理的な配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

【例】聴覚障がいのある人に声だけで話す。

【例】視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない。

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

……筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

障がい福祉に関する相談窓口を設けています

市では、障がい福祉に関する相談窓口を設けています。障がいのある人やその家族の相談に応じますので、気軽にお問い合わせください。

相談機関	内容	連絡先
伊賀市障がい者 相談支援センター	市が設置している相談専門機関で、市役所本庁舎にあります。障害福祉サービスの利用や地域で生活する上で困っていることなどの相談に応じます。関係機関と連携して必要な支援を行います。	☎ 26-7725 FAX 22-9674 ✉ iga-syougai1@ict.jp
伊賀市障がい者 相談員	市の委嘱で活動している相談員です。自身の経験をもとにアドバイスをします。 ○身体：前川款昭（下郡）・福本紀昭（緑ヶ丘本町）・杉山忠勝（上野桑町）・坂本元之（坂下）・赤井聖功（阿保）・浜口恵美子（緑ヶ丘本町） ○知的：野田一尊（東高倉）・海野啓子（緑ヶ丘西町）・藤島恒久（中柘植） ○精神：森藤歌代子（上野西大手町）	障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662



凍結・破損事故を防ぐために



水道管の冬支度

本格的な寒波が訪れる時期になりました。毎年この時期には各所で水道管の凍結や破損事故などが頻発し、十分な給水ができないことがあります。気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍るといわれています。このような事故を防ぐため、水道管にも冬支度をしましょう。

水道管の凍結防止方法

防寒材の取り付け方



「むき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻く。

凍って水が出ないとき

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆつくりとぬるま湯をかけましょう。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますので注意してください。

破損したとき

まず、量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。止水栓がわからなかったり、止められないときは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急処置をし、市の指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。

※量水器（メーター）より内線（宅内）側で、破損（漏水）により出た水道の料金は、原則としてお客様負担となりますので、十分にお気を付けてください。

悪質業者の訪問にご注意を

市内で「水道部から委託を受け、水道メーターの交換に来た・水道メーターの点検をさせてほしい・水質検査をさせてほしい」などと言って、各家庭を訪問する悪質な業者がいるとの情報が寄せられています。

水道部では、このような委託をした場合は、対象の家庭に事前に通知を送付するか、電話で連絡をしています。不審に思った場合、家の中に入れて、身分証明書の提示を求めると、水道部施設課へお問い合わせください。

水道の開栓・閉栓は、土・日曜日、祝日と年末年始（12月27日～1月4日）は取り扱っていませんので注意してください。
また、長期間留守にする場合は、止水栓を閉めるなどの対応をすることを、お勧めします。

問い合わせ

○開閉栓・料金などは

業務課 ☎24・0003 FAX 24・0007

○漏水・給水工事などは

施設課 ☎24・0002 FAX 24・0006

○検針のことは検針業務受託者

（株）タカダ伊賀事務所

☎24・0013 FAX 24・0007

パブリックコメント（ご意見）募集

子ども・子育て支援事業計画（中間案）



「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を基本理念として、市における子ども・子育て支援のための施策に係る基本目標を定めた伊賀市子ども・子育て支援事業計画を策定しています。今回、この中間案に関してご意見（パブリックコメント）を募集します。

【募集内容】

子ども・子育て支援事業計画（中間案）に対するご意見

【閲覧方法】 次の①～③にある資料または市ホームページ

①こども家庭課②各支所住民福祉課③各地区市民センター

【提出方法】 住所・氏名・電話番号・件名を記入し、ご意見（「該当箇所」とそれに対する「意見内容」）を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のい

れかで提出してください。

※提出いただいたご意見は、計画策定の参考資料とし、市の考え方などとあわせて、こども家庭課・各支所住民福祉課・市ホームページで公表します。

※個別の回答は行いません。

※いただいた意見書などは返却しません。

【募集期限】 12月26日（金） ※必着

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市健康福祉部こども家庭課

☎22-9658 FAX 22-9646

✉ kodomo@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所住民福祉課でも受け付けます。

◆ 職場や地域、学校などで仲間を集めてご参加ください

第55回伊賀地区駅伝 参加チーム募集

【問い合わせ】 スポーツ振興課
☎ 22-9635 FAX 22-9666

【と き】

1月25日(日)
開会式 午前8時20分～

≪スタート≫

○男子の部：午前10時
○女子・中学男子・中学女子の部：午前10時10分

【コース】

ゆめドームうえの北側道路（スタート・ゴール）
～ゆめが丘～友生地区周辺～県伊賀庁舎
※詳しくは市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

【区 間】

○男子の部：6区間 23.0km
○女子・中学男子・中学女子の部：5区間 13.2km

【チーム編成・参加資格】

○男子の部：監督1人、選手9人以内
伊賀地区に在住、または在勤・在学の人
※中学生を除きます。
※1区・2区は、男子がいない場合、前記に該当する女子が参加できます。

※大学生・高校生は、1チーム2人まで参加できます。

○女子の部：監督1人、選手8人以内
(伊賀地区に在住、または在勤・在学の人)

※中学生を除きます。

○中学男子・中学女子の部：監督1人、選手8人以内
(伊賀地区の中学校に在籍の人)

※申し込みは学校単位とします。

【参加料】 (1チーム)

○男子の部：10,000円
○女子の部：5,000円
○中学男子・中学女子の部：3,000円

【申込方法】 スポーツ振興課にある申込書に参加料を添えてお申し込みください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期限】

1月9日(金) 午後5時

※チーム関係車両(応援)のコース乗り入れと中継点付近への駐車は絶対にしないでください。

※伊賀地区駅伝競走大会は、毎年1月の最終日曜日に開催します。

◆ 思いやりの気持ちを作品にこめて

平成26年度人権作品市長賞

【問い合わせ】 人権政策・男女共同参画課
☎ 47-1286 FAX 47-1288

市では、市民の皆さんの人権問題に対する関心を深め、人権意識の高揚を図ることを目的として人権作品(作文・ポスター・標語)を募集し、総応募点数

16,872点の中から、市長賞・優秀賞・入選作品を決定しました。その中から市長賞を受賞された皆さんの作品を紹介します。

◆ 作 文

【小学生の部】

『ちがうみんなが支え合って』
友生小学校6年 中平 実里さん

【中学生の部】

『地区学に通って…』
崇広中学校3年 平井 政真さん

◆ 標 語

【小学生の部】

『だめだよと 言わなきゃ なにもかわらない』
中瀬小学校5年 前田 圭亮さん

【中学生の部】

『「どうしたん？」 誰かがいるって あったかい』
阿山中学校2年 川西 陽南さん

◆ ポスター



【小学生の部】

丸柱小学校6年
福谷 朝奈さん



【中学生の部】

霊峰中学校1年
北出 穂乃果さん

◆年末は混雑します。なるべく早めの搬入を

年末年始の資源・ごみの持ち込み

【問い合わせ】さくらリサイクルセンター
☎ 20-9272 FAX 20-2575

処理施設へ直接持ち込む場合、次のとおり受け入れますので時間内に搬入してください。

《伊賀北部地区》～上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田～

◆可燃ごみ、硬プラ・革製品類、容器包装プラスチック、びん類、金属類、埋立ごみ、紙・布類、粗大ごみ など

【受付日】 年末：12月30日(火)まで ※28日(日)は休場。
年始：1月5日(月)から

【受付時間】 午前9時～午後4時30分

【持込先】 さくらリサイクルセンター（治田 3547-13）
☎ 20-9272

※必ずごみの種類ごとに分けて搬入してください。

【手数料】 50kg以下500円

※50kgを超える場合50kgごとに500円を加算。

◆コンクリート、土、瓦、ブロック、レンガ、タイルなど

【受付日】 年末：12月30日(火)まで

※27日(土)、28日(日)は休場。

年始：1月5日(月)から

【受付時間】 午前9時～午後4時

【持込先】 不燃物処理場（西高倉 4631）

☎ 23-8991

【手数料】 搬入車両の最大積載量に100kgあたり500円を乗じた額

※100kg未満は100kgとします。

※搬入車両は2t車以下に限ります。

《伊賀南部地区》～青山～

◆燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック、資源（びん類、缶、ペットボトル、古紙・古布など）、粗大ごみ など

【受付日】 年末：12月26日(金)まで

※第4日曜日の12月28日は受付を行います。

（第3日曜日の12月21日の受付はありません。）

年始：1月5日(月)から

【受付時間】

午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

【持込先】 伊賀南部クリーンセンター（奥鹿野 1990）

☎ 53-1120

※必ずごみの種類ごとに分けて搬入してください。

【手数料】 10kgごとに120円 ※資源は無料

《年末年始のごみ収集》

伊賀北部地区は「資源・ごみ収集カレンダー」、伊賀南部地区は「ごみ収集日程表」をご覧ください。

【問い合わせ】 ○伊賀北部地区（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田）

さくらリサイクルセンター ☎ 20-9272

各支所振興課（青山支所を除く。）

○伊賀南部地区（青山） 伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120

青山支所振興課

◆新成人の皆さんの前途を祝福し、成人式を開催します

成人式にご出席ください

【問い合わせ】 生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692

【対象者】

平成6年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人
※10月末日現在、伊賀市に住民登録のある人には12月上旬に案内状を発送します。当日はこの案内状をご持参ください。

※伊賀市出身の人で、現在、学校や就職などで転出している人も出席できますが、案内状が届きませんので、当日受付で本人（年齢）確認のため健康保険証、運転免許証などを提示してください。

【と き】 ※全ての会場と同じ日時です。

1月11日(日)午前11時30分～(受付：午前11時～)

【ところ】 原則として卒業した学校区の会場に参加してください。卒業生以外は、現在の居住地または勤務

地域の学校区の会場へご参加ください。

○上野地区 崇広中学校区…ハイトピア伊賀 5階
城東中学校区…前田教育会館 蕉門ホール
緑ヶ丘中学校区…ヒルホテルサンピア伊賀
上野南中学校区（成和・丸山中学校区）

…ゆめぼりすセンター

○いがまち地区（柘植・霊峰中学校区）

…ふるさと会館いが

○阿山地区（阿山中学校区）…あやま文化センター

○島ヶ原地区（島ヶ原中学校区）…島ヶ原温泉多目的ホール

○大山田地区（大山田中学校区）

…大山田産業振興センター どんぐりホール

○青山地区（青山中学校区）…青山ホール

◆ 大切な家族や自分自身のために

予防接種を受け忘れていませんか

【問い合わせ】健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666



予防接種はなるべく早めに受けましょう。受け忘れないか、母子健康手帳でご確認ください。ただし、無料で接種できる年齢以外で接種する場合は、自費となります。

《注意事項》 ○必ず医療機関へ予約をしてから接種し

てください。市内医療機関には予診票が置いてあります。市外(三重県内)で接種する人は予診票を渡しますので、担当課にご連絡ください。

○次の予防接種は無料で受けられます。

○詳しくは、かかりつけ医または担当課におたずねください。

予防接種名	回数	平成 26 年度中に無料で接種できる年齢
ヒブ	1～4回	生後2カ月～5歳未満 ※ヒブと肺炎球菌は5歳未満の人がかかることが多い病気です。
肺炎球菌	1～4回	
四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	4回	生後3カ月～7歳6カ月未満 ※平成24年9月～不活化ポリオワクチン、平成24年11月～四種混合ワクチンが導入されました。すでに三種混合ワクチン(4回)、生ポリオワクチン(2回)または不活化ポリオワクチン(4回)を接種している人は、接種不要です。
BCG	1回	1歳未満
麻しん・風しん混合(MR)	1回	1期：1歳～2歳未満 ※麻しんと風しんの単体ワクチンを1回ずつ接種している場合もあります。
	1回	2期：H20.4.2～ H21.4.1生まれ(年長児)

予防接種名	回数	平成 26 年度中に無料で接種できる年齢
水痘(水ぼうそう)	1～2回	1歳～3歳未満の場合は、2回 3歳～5歳未満の場合は、1回(平成27年3月31日までの経過措置) ※平成26年10月から定期接種化されました。水ぼうそうにかかったことのない人は、不足回数分を接種できます。
日本脳炎	4回	1期(3回)：3歳～7歳6カ月未満 2期(1回)：9歳～13歳未満 ※H7.4.2～H19.4.1生まれは20歳未満の間、不足回数分を接種できます。
二種混合(DT)	1回	11歳～13歳未満(小学校6年生相当) 小学6年生(12歳相当)～ 高校1年生(16歳相当)の女子
子宮頸がん	3回	※現在、積極的勧奨はしていませんが、希望すれば接種することもできます。

◆ 高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)を変更します

国保の高額療養費自己負担限度額など

【問い合わせ】保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151



制度改正に伴い、平成27年1月診療分から70歳未満の高額療養費の自己負担限度額(月額)を変更します。自己負担限度額は世帯の所得に応じて適用区分が決まっていますが、今回の改正で適用区分を細分化し、70歳未満の適用区分は下表のとおり3つの現区分(A、B、C)から5つの新区分(ア、イ、ウ、エ、オ)に変更します。

現在、限度額適用認定証の交付を受けている70歳未満の人で、平成27年1月以降も必要な場合は、再度申請が必要です。ただし、住民税非課税世帯ですでに長期入院に該当している人は、12月中に平成27年1月から7月まで使用できる新たな適用区分の限度額適用・標準負担額減額認定証を送付しますので、申請は不要です。

現区分	新区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
上位所得者(A)	ア	平成26年度住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の人	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
	イ	平成26年度住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が600万円を超え、901万円以下の世帯の人	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
一般世帯(B)	ウ	平成26年度住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円を超え、600万円以下の世帯の人	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
	エ	平成26年度住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円以下の世帯の人	57,600円 【44,400円】
市民税非課税世帯(C)	オ	平成26年度住民税非課税世帯の人	35,400円 【24,600円】

※【 】内は療養のあった月を含む過去12カ月で4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の自己負担限度額

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかどトピックス

コラム

図書・救急など

お知らせ 農地をほかの目的で使う場合 許可が必要です

農地（田、畑など）を農地以外の用途（宅地、駐車場、太陽光発電など）に転用する場合、農地法に基づく転用許可などが必要です。無許可で別の用途に転用することは農地法などに違反する恐れがあり、また、土地や目的によっては、農地以外の用途に転用できない場合があります。事前に農業委員会までご相談ください。

【問い合わせ】 農林振興課
☎ 43-2301 FAX 43-2313
農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313

お知らせ 年末の交通安全県民運動 実施！

市内で交通死亡事故が多発しています。

夜間外出時には反射材を活用するなど、よりいっそう交通安全意識を高め、交通事故に注意しましょう。

【運動期間】 12月1日(月)～10日(水)

【運動の重点】

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

【問い合わせ】 市民生活課
☎ 22-9702 FAX 22-9641

お知らせ 工業統計調査の実施

工業統計調査を12月31日時点で実施します。この調査は、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象として、わが国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づき報告義務があります。

また、調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国と地域行政の施策のための基礎資料として利活用されます。なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。調査の趣旨、必要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

【問い合わせ】 総務課
☎ 22-9601 FAX 24-2440

～ウィークリー伊賀市～

今月は「さるびの温泉であったまろう」などをお送りします。

お知らせ 学習まんが「芭蕉さん」

芭蕉翁生誕370年記念事業実行委員会では、ふるさとの偉人「芭蕉さん」についてよく知ってもらうため、小学生用のまんが学習読本と中学生用小冊子を作成しました。

学校を通じて児童・生徒の皆さんに無料配布しましたが、市内にお住まいで、市外の小中学校に通っている人にも無料でお渡ししますので、ご希望の方はご連絡ください。

【問い合わせ】 文化交流課
☎ 22-9621 FAX 22-9628



お知らせ 農業委員会委員選挙人名簿 登載申請書などを 提出してください

農業委員会委員選挙人名簿は、登載資格要件を備えている人からの申請によって調製され、この名簿に登載されていないと農業委員会委員選挙において投票することができませんので、配布する「選挙人名簿登載申請書」と、「農業従事日数等の登載について」を併せて提出してください。提出期限に遅れると名簿に登載されない場合があります。

【提出期限】 1月10日(出)

※土・日曜日、祝日は各支所時間外受付へ提出

【提出先】 農業委員会事務局・総務課・各支所振興課

【登載資格】 1月1日現在、市内に住所があり、3月31日現在において満20歳以上で、次のいずれかに該当している人。

- ① 1,000㎡(10a)以上の農地について耕作の業務を営む人
- ② ①の人と同居する親族、またはその配偶者で耕作に従事する日数がおおむね年間60日以上に達すると農業委員会が認めた人
- ③ 1,000㎡(10a)以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で年間60日以上耕作の業務に従事していると農業委員会が認めた人

【問い合わせ】 選挙管理委員会
☎ 22-9601 FAX 24-2440
農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313

お知らせ 住民票の写しなどの コンビニ交付を開始します

平成27年2月2日から、住民基本台帳カード（住基カード）を利用して、全国のコンビニエンスストアの店舗内にあるマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるようになります。

【利用できる店舗】

- セブン-イレブン
- ローソン
- サークルKサンクス
- ファミリーマート

証明書のコンビニ交付をご利用いただくには、多目的利用登録をした住基カードが必要です。

すでに住基カードをお持ちの人でも、多目的利用の機能の登録をしていない場合は、多目的利用申請が必要です。申請の方法についてはお問い合わせください。

また、コンビニ交付サービスの利用方法など詳しくは、広報いが市1月5日号でお知らせします。

【問い合わせ】

住民課
☎ 22-9645 FAX 22-9643

お知らせ コミュニティ助成事業

（一財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業を実施しています。比自岐地区住民自治協議会では、地域住民の連帯意識を深めるため実施している体育祭や夏まつりなどに使用する、テントや音響設備の備品を購入しました。

【問い合わせ】 地域づくり推進課

☎ 22-9639 FAX 22-9694



今月の納税

●納期限 12月25日(木)

納期内に納めましょう
国民健康保険税（6期）
固定資産税（3期）

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】 収税課 ☎ 22-9612

催し いがまち人権パネル展

【と き】 12月4日(木)～18日(木)
午前9時～午後5時

※土・日曜日除く。

【ところ】 いがまち人権センター

【内容】

「ポジティブ・アクション 女性の社会的進出」

子どもの人権についてパネル展を行います。女性が企業や地域で力を発揮しやすい環境づくりについて、パネル展示をします。

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

催し 認知症の人と家族の会 「伊賀地域つどい・交流会」

【と き】 12月16日(火)

午後1時30分～4時

【ところ】 ゆめぼりすセンター

【内容】

認知症の人を介護する家族の情報交換の場です。

【参加費】 200円

※認知症の人は無料。家族の会会員は100円。申し込み不要。認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。

【問い合わせ】

地域包括支援センター(中部)

☎ 26-1521 FAX 24-7511

催し 伊賀オーガニックフェスタ 2014

【と き】 12月13日(土)

午前10時～午後3時

※雨天決行、荒天中止

【ところ】 比自岐小学校

【内容】 地元の有機農産物を中心に、旬の新鮮な食材や、自然と暮らしに寄り添った飲食物や工芸品の販売、子供から大人まで楽しめるワークショップなど、オーガニックならではの人と人、人と自然のつながりが体感できます。

詳しくはホームページをご覧ください。(http://iyuukyjo.jp/)

【問い合わせ】

伊賀有機農業推進協議会(担当: 近藤、村山) ☎ 39-0393

✉ info@iyuukyjo.jp

農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

お知らせ 明るい選挙推進強調月間

12月は、有権者に対して「明るくきれいな選挙(三ない運動)」を推進する「明るい選挙推進強調月間」です。「三ない」とは、政治家の寄附について「贈らない、求めない、受け取らない」ということであり、公職選挙法の寄附禁止の規定による寄附行為をしないようにしようという運動です。

公職選挙法では、冠婚葬祭などの日常のつきあいとして一般に行われている寄附であっても、政治家はこれを行うことができません。政治に携わる人はもちろんのこと、有権者1人ひとりが認識を深め、自覚することが必要です。「贈らない、求めない、受け取らない」をモットーに、公正かつ適正な選挙を心がけましょう。

◆寄附行為とは次のことなどです。

- 町内会の集会や旅行などの催し物へ寸志や飲食物の差し入れをする。
- 入学、卒業、就職、出産などのお祝いに金品を贈る。
- 花輪や供花を贈る。
- 地域の行事やスポーツ大会へ飲食物の差し入れをする。

【問い合わせ】 伊賀市明るい選挙推進協議会(選挙管理委員会内)

☎ 22-9601 FAX 24-2440

お知らせ お詫びと訂正

広報いが市11月15日号8ページに掲載した「障がい者の総合相談」の相談日が間違っていました。12月13日(土)は開設していません。お詫びして訂正します。

【正】 障がい者の総合相談

相談日: 月～金曜日(祝日除く)

【問い合わせ】 福祉相談調整課

☎ 26-7725 FAX 22-9674

催し いがまち人権センター 解放講座

【と き】 12月12日(金)

午後7時30分～9時

【ところ】 いがまち人権センター

【演題】

「あなたの街のレイマン～自閉症・発達障がい児者と地域避難所～」

【講師】 三重県自閉症協会

理事 山根 一枝さん

【問い合わせ】 いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

お知らせ 償却資産申告書を 提出してください

市内で事業をしているすべての人(法人・個人)は必ず償却資産の申告を期日までに行ってください。

【償却資産とは】 事業のために使用する構築物・機械器具・備品などの有形資産。例えば、ミシンを家庭用として使用している場合は課税対象となりませんが、縫製工場などで事業用として使用している場合は償却資産として課税の対象となりますので申告が必要です。

【対象者】 会社・工場・商店、駐車場・アパート経営など、市内で事業を行っているすべての事業主

【課税の対象例】

①構築物: 駐車場などに使用しているアスファルト舗装・車止めなどの設備、広告塔、門、塀、そのほか土地に定着する土木設備など

②機械・装置: 工作機械、印刷設備、土木建設機械(ブルドーザなど)、公衆浴場設備(かま・温水器など)、そのほか各種製造設備などの機械類

③車両・運搬具: フォークリフト、構内運搬具、そのほか車両運搬具など
※自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く。

④工具・器具・備品: ミシン、事務用備品(机・棚・パソコン・エアコンなど)、理容美容器具(化粧台・鏡など)、遊戯器具(ゲーム機・パチンコ台など)、看板、医療用器具(診療台・レントゲン機器など)、そのほか各種工具・器具など

※リース機器などは、貸与主が課税の対象者となるので、所定の欄にリース先の記入が必要です。

【申告書の入手方法】 12月中旬に発送します。届かない場合はご連絡ください。市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法】 申告書に必要事項を記入の上、受付窓口へ郵送または持参してください。詳しくは申告書に同封の償却資産申告の手引きをご覧ください。

※便利な電子申告(eL-TAX)も利用できます。詳しくはお問い合わせください。

【受付窓口】 課税課・各支所住民福祉課

【提出期限】 2月2日(月)

※締め切り間際は申告が集中するので、なるべく早めに申告してください。

【提出先・問い合わせ】 課税課

☎ 22-9614 FAX 22-9618

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかどトピックス

コラム

図書・救急など

募集 障がい者のパソコン教室

障がいのある人がパソコン操作を習得し活用することで社会参加の促進を図り、就労機会を広げるため、障がい者パソコン教室を開催します。

講師は、市内でIT(情報技術)を活用した障がい者の能力開発や働く場の提供を目的として活動している事業所から、障がいのある人自身が指導にあたります。

【とき】 1月15日・22日・29日、2月5日・12日・19日(毎週木曜日) 午後1時30分～3時30分

【ところ】

NPO法人アイコラボレーション 伊賀丸之内事務所(上野丸之内23)

【定員】 5人

【対象者】 市内に在住し、障がい者手帳をお持ちで、一般のパソコン教室に参加することが困難な人

【内容】

エクセルの活用(初心者向け):表計算や家計簿作成などを通して、エクセルの活用方法を学びます。

【使用システム】 Windows 7

【受講料】 1,800円(全6回)

※テキスト代が別途必要です。

【申込期限】 12月26日(金)

【申込先・問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

各支所住民福祉課

募集 都市計画変更案の縦覧

都市計画変更案の縦覧を次のとおり行います。なお、この案について、縦覧期間内に意見を提出できます。

【変更箇所(案)】

①上野都市計画用途地域の一部変更(上野商業高校跡地)

②上野都市計画都市計画道路緑ヶ丘西明寺線の一部変更

【とき】

1月5日(月)～1月19日(月)

【閲覧場所】 都市計画課・本庁舎玄関受付・各支所振興課

【提出先・問い合わせ】 都市計画課

☎ 43-2314 FAX 43-2317

献血のご案内

●12月18日(木)

午前9時45分

～10時45分

島ヶ原支所前



催し 関西本線で行こう!! 木津～亀山スタンプラリー

関西本線木津亀山間複線電化促進同盟会では、歴史とロマンあふれる見どころいっぱいの関西本線を巡るスタンプラリーを開催します。

各駅にある応募用紙に木津～伊賀上野駅間で1つ、佐那具～亀山駅間で1つ、合計2つの駅スタンプを押して応募すると、抽選で関西本線沿線の特産品が当たります。

この機会に沿線の魅力を再発見してみたいかがでしょうか。

【とき】 12月1日(月)～3月3日(火)

※応募締切は3月4日(水) 消印有効

【問い合わせ】 総合政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9672

募集 暮らしなんでも相談

弁護士・税理士など専門家が相談にお応えします。

【とき】 12月13日(出)

午前10時～午後4時

【ところ】 ゆめぼりすセンター

【内容】 賃金不払い、不当解雇、年金・税金・介護・子育て・ローン(住宅・自動車・教育・介護)に関する相談、さまざまな保険の保障見直し、住宅新築・建替え・リフォーム

【申込先・問い合わせ】

暮らしほっとステーション伊賀事務局 ☎ 23-6063

商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9628

募集 忍にん体操講習会

忍者の動きと精神を取り入れた伊賀市独自の体操『忍にん体操』の講習会を開催します。

いつでも、どこでも、誰でもでき、子どもから高齢者まで親しめる「元気の出る楽しい体操」です。通常バージョンと介護予防バージョンの両方を覚えられるチャンスです。ぜひ、ご参加ください。

【とき】 1月20日(火)

午後1時30分～3時30分

【ところ】 ハイピア伊賀

5階多目的大研修室

【持ち物】 水分補給できるもの ※動きやすい服装でお越しください。

【定員】 40人 ※先着順

【申込先・問い合わせ】 健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

催し 大山田温泉さるびのは 再出発します!

大山田温泉さるびのは、健全経営に向けて、新たな一歩を踏み出しました。

さまざまな催しを予定していますので、ぜひ、皆さんおそろいでお越しください。

◆イベント情報

○年末大売出し:

12月13日(出)～23日(火祝)

○ゆず湯(冬至):12月22日(月)

○元日マラソン:1月1日(木祝)

○桐屋イベント(生産販売組合)

きのこまつり:12月7日(日)

◆営業時間のご案内

《通常利用時間》

午前10時～午後9時(定休日:火曜日)

《年末年始》

12月29日(月)～31日(水):午前10時～午後8時

1月1日(木祝):午前9時30分～午後9時

※12月23日(火祝)、30日(火)は営業

※12月24日(水)、25日(木)は休館

【問い合わせ】

大山田温泉福祉公社

☎ 48-0268

FAX 48-9811

大山田支所振興課

☎ 47-1150

FAX 46-1764



催し 寺田市民館 「じんけん」パネル展

寺田市民館では、部落差別をはじめとするあらゆる差別事件の解決をめざして、毎月テーマを変えて、「じんけん」パネル展を開催しています。

【とき】 12月1日(月)～22日(月)

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日は除く。

【ところ】

寺田教育集会所 第1学習室

【内容】

「笑顔で暮らしたい、この街で

～犯罪をめぐる人びとの人権～」

犯罪被害者の現状と支援の歩みを中心に、被疑者・被告人とされる人や保護観察中の人、刑を終えた人などの人権にかかわる現状と課題について紹介します。

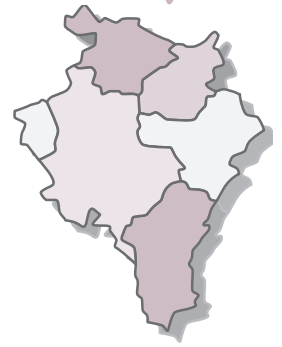
【問い合わせ】

寺田市民館 ☎/FAX 23-8728



地域の絆深まる秋祭

ふれあいフェスタ in 青山 (10月26日)



青山支所周辺で、第10回ふれあいフェスタ in 青山が開催されました。会場では、さくら保育園幼年消防クラブによるダンス「ザ・まつり」などが披露されました。そのほかマス釣りなどの体験や、とれたての野菜の販売、地元住民自治協議会のブースなども並び、秋晴れの空の下、多くの人が祭りを楽しみました。



◀青山よさみ幼稚園の年長児による鼓隊演奏



▲青山太鼓保存会による演奏では、メンバーの大きな掛け声とともに会場に鳴り響く迫力ある演奏に、訪れた人から手拍子がおこりました。

発展を願って

伊賀市市制施行10周年記念式典 (11月1日)

ヒルホテルサンピア伊賀で伊賀市市制施行10周年記念式典を開催しました。

岡本市長は「伊賀市が誕生して10年は市民の一体感を育むことが最重要課題でした。現在もさまざまな課題がありますが、伊賀市には豊かな自然や文化などのポテンシャルがあります。人が輝く、地域が輝くまちづくりを実現するために勇気と覚悟を持って取り組んでいきます。」と式辞を述べました。

第2部では10周年を記念して制作したDVDを放映したほか、四日市大学副学長の岩崎恭典さんを講師に招き、講演会を行いました。

▼参加者は伊賀市の10年を振り返るとともに、これからの市の発展を願いました。



▲大山田保育園の年長児によるかわいらしい忍ジャーズダンス

収穫の喜びをわかちあう

大山田収穫まつり 2014 (11月2日)

大山田収穫まつり 2014 が大山田 B&G 海洋センター駐車場で行われました。

ステージでは、伊賀の国大山田くれは太鼓による和太鼓演奏やフルーツバスケットジュニア&踊乱勢によるソーラン踊りなどが披露され、迫力ある舞台で集まった人を楽しませました。

この日は、暖かい気候となり、訪れた人は秋の1日を満喫しました。

▼会場では、地元の自治会やさまざまな団体が、いか焼きやとうもろこしなどを販売し、大勢の人が訪れました。





たくさん遊びたくさん学ぶ

第29回子どもフェスティバル (11月8日)



◀▼パズル遊びをしたり、手づくりの楽器を鳴らして楽しそうに遊ぶ子どもたち



ゆめドームうえので、子どもフェスティバルが開かれ、約3,200人が訪れました。

会場には子どもたちが中心となってダンボールやペットボトルなど、身近なものを用いて作った遊具が並ぶ「あそびのひろば」や、こままわしやあやとりなどで遊ぶ伝承遊びコーナーなどさまざまな遊びのコーナーが設けられました。

この日参加した子どもたちは、元気な声を会場中に響かせていました。



お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかどトピックス

コラム

図書・救急など

スポーツの秋！

第10回伊賀市民スポーツフェスティバル (11月9日)

市内のスポーツ施設などで、第10回伊賀市民スポーツフェスティバルを開きました。

この日はあいにくの雨で屋外競技が中止になり、卓球、バレーボール、カローリングの屋内競技のみの開催となりました。



▲卓球団体戦に14チーム、個人戦に約70人が参加し、トーナメントやリーグ戦で対戦しました。

▶カローリングには30チームが参加し、チームメイトの指示を聞きながら真剣な面持ちで投球を行いました。



▲卓球会場で開会式に参加する選手の皆さん

有料広告を募集します

広報いが市への広告を募集しています。広報いが市は、市内の各戸へ配布するほか、市ホームページにも掲載します。

【発行部数】約36,000部

【掲載料】1枠・2万円

(縦5cm×横9cm)

【申込期限】発行日2カ月前

【問い合わせ】広聴情報課

☎22・9636



市長の伊賀じまん



一 肉の横綱 伊賀牛 一

▶伊賀肉

市外に出張したときに感じることは、伊賀の食べ物は本当に有り難い、おいしいということです。先日も、市外の白米を食べる機会がありましたが、やはり伊賀の米が一番おいしいと感じました。伊賀に住んでいる人は、普段から地元の米・肉・野菜を食べていて、あたりまえのように思っているかもしれませんが、一歩外に出ると想像以上に伊賀の食材のすばらしさを感じさせられます。

また、私が幼い頃は、田舎の家では、土間の隣に牛小屋がありました。おくどさん（かまど）があるところに牛のスペースもとってあり、そこから牛が顔をだして、人間がごはんを食べるところで一緒に食べて育ち、農作業を行うということが生活の一部となっていました。ですから、頭数も多かったのですが、今は生産という意味で飼っているのが頭数も市内では約2,000頭になり、生産農家数も数えられるほどになっています。しかし、私は、伊賀牛はほかのブランド牛よ

りすぐれていると思っています。ただ生産量が多くないので外にあまり出荷できないことが残念です。畜産は可能性を秘めた産業といえます。生産体制を整えて、外への販路ができれば後継者が育成でき、利益にもつながると考えます。

今年で2年目となるイベント、「伊賀産を味わう in 浅草」では、東京にある飲食店で伊賀肉を使用したメニューを作ってもらいました。東京でもおいしいといただき、自分たち自身も普段とちがう味付けであってもおいしいなと思えて、素材の良さをあらためて実感しました。今年の8月にアメリカのシアトルで、現地の方に伊賀肉を堪能してもらい大変好評をいただき、外国の方の味覚にも十分うたえられると確信を得ました。



▶伊賀牛のシンボルマーク。油単と呼ばれる飾りの布をかけている。

市民の皆さんには、伊賀牛の生産につながるようおいしいお肉を消費していただき、世界にアピールできる生産体制づくりに協力していただきたいと思います。

(伊賀市長 岡本 栄)

コラム 自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

伊賀市自治基本条例～情報の共有編～

※今月号の「子ども広場」(2-3ページ)で自治基本条例をわかりやすく解説しています。ぜひご覧ください。

今回は、第2章情報の共有(第6条から第11条の2)について説明します。

市民が自ら考え行動する参画と協働のまちづくりのためには、まちづくりに関する情報の共有がとても重要です。

第6条「情報共有の原則」

市から市民への情報提供だけでなく、市民からの情報提供や市民同士の情報共有も必要としています。

第7条「市の責務」市は市民からの請求に関わらず、積極的に市政に関する情報を提供することのほか、

情報公開条例により、持っている情報を原則として公開することについて定めています。

第8条「市民の知る権利」市民自らが情報公開を請求し取得する「知る」権利について定めています。

第9条「出資法人等の情報公開」

市が出資や補助、事務委託などを行っている団体のうち、一定の基準を満たすものに対して情報公開の推進を指導できることを定めています。

第10条「情報収集及び管理」

市は、市政運営に必要な情報の収集や、その適正管理を行うことを定めています。

第11条「個人情報保護」

個人の権利や利益が侵害されないよう、市では個人情報の収集、利用、管理などの必要な措置として、「伊賀市個人情報保護条例」を定めていることを示しています。

第11条の2「意思決定過程の情報共有」

市は、決定した結果の情報だけでなく、意思決定過程の情報も明らかにするよう努めることや、附属機関の会議を原則公開することとしています。

市では、このような規定に基づき、情報共有による開かれた市政運営に取り組んでいます。

次回は、具体的な市民参加の方法について定めた第3章「市民参加」について説明します。

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9620 FAX 22-9672

伊賀警察署だより



年末・年始の犯罪・交通事故にご注意を！

年末・年始は、銀行などの金融機関やコンビニエンスストアを狙った強盗、街頭でのひったくり、駐車車両に対する車上ねらいなどが多く発生する傾向にあります。

被害を未然に防ぐために、日頃から防犯意識を持ち、被害にあわないように次のことに気をつけましょう。

- 多額の現金を持ち歩かない
- 車から離れるときは必ず施錠をする
- 車内に物を放置しない など

また、年末年始は慌ただしく、帰省する車や初詣客の車など、交通量が増えて事故が多く発生します。

「ちょっと早めのライトオン」や適正な車間距離の保持に努めるとともに、歩行者は反射材を利用するなど、いつも以上に安全運転・防衛運転を心がけ、交通事故防止に努めましょう。

【問い合わせ】

伊賀警察署 ☎ 21-0110

名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう

「駅イルミネーション&クリスマスコンサート at 上野市駅前広場」開催



伊賀鉄道では、色鮮やかな飾りつけが駅舎を引き立てる駅イルミネーションを実施します。

また、上野市駅前広場を会場にクリスマスコンサートを開催します。今年も駅イルミネーションを背景に、クリスマスソングの演奏や楽しいパフォーマンスを繰り広げます。もちろん伊賀鉄道のマスコットキャラクター『ふくにん』も登場してくれますよ。伊賀鉄道に乗ってぜひおでかけください。

○駅イルミネーション

【と き】 12月2日(火)～25日(木)
午後5時～11時30分

【ところ】 伊賀鉄道上野市駅

○クリスマスコンサート at 上野市駅前広場

【と き】 12月23日(火祝) 午後5時～(予定)

【ところ】 伊賀鉄道上野市駅前広場

【問い合わせ】

総合政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9672

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

共に生きる 一人権政策・男女共同参画課

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

街を歩いていると、車いすを使用している人と出会うことがあります。私の母も早くから足を思いどおりに動かすことが難しくなりました。そのため、旅行などに行くときは常に車いすが必要です。そして、車いすを押すのは、私の役割となっており、母の車いすを押していると街の障害物に気付くことがあります。それは急勾配のスロープや車道と歩道の境にある高い段差などです。どちらも付き添いをしてくれる人がいなくては上り下りが難しいものです。

現在、日本では法律に基づき、スロープの角度が定められており、ほかにも手すりの設置やスロープの幅などさまざまな基準が決められています。実際には、この適用を受けるのは、一定規模以上の建築物などで、建築確認申請の際に対象となります。法施行前に設置されたものも含めると、まだまだ基準に達していないスロープが数多くあります。

同様に、道路には高い段差も残されていますが、

こちらは、国土交通省のガイドラインに基づき、例外を除き歩車道の段差を2cmとするよう定められています。

しかし、バリアフリーを考えたとき、段差がなく平らな状態であることが一番良いのではないかと、私自身、疑問に思ったことがあります。なぜ歩車道の段差は必要なのでしょう。それは、視覚に障がいがある人が交通事故に合わないよう歩車道の境界線を認知してもらうためです。

また、当然のことながら、この社会で障がいがある人は車いす使用者や視覚障がい者に限られているわけではなく、そのほかにもさまざまな事情がある人が共に生活しています。全ての人々が満足できる社会を創っていくことは容易なことではないかもしれませんが、自分のわがままのみを通すのではなく、全ての人々が共存できる社会となるよう一人ひとりが考え行動することが必要ではないでしょうか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

図書館 だより

《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999
 いがまち図書室（いがまち公民館内）☎ 45-9122
 島ヶ原図書室（島ヶ原会館内）☎ 59-2291
 阿山図書室（あやま文化センター内）☎ 43-0154
 大山田図書室（大山田公民館内）☎ 47-1175
 青山図書室（青山公民館内）☎ 52-1110

今月の新着図書

☑一般書

『トクするオトナ生活のすすめ』

櫻井 雅英／著

最近、シニア世代に向けた特別なサービスを提供する施設や企業が増えています。年齢を重ねた人が利用できる、優待割引やポイントサービスを活用するための情報がつまった1冊です。



☑絵本

『てっちゃんのしりとりにライオン』

もとした いづみ／作、日隈 みさき／絵

てっちゃんがそうじをしていると、どこからか小さなライオンがあらわれて、しりとりを始めました。「きつね」「ねこ」「コアラ」と動物の名前だけでどんどん続いていく、楽しいしりとりに絵本です。

■一般書

『わたしのお買物』 大橋 歩／著

『広告 20 世紀』

天野 祐吉・島森 路子／編著

■児童書

『世界の妖怪大百科』 学研教育出版／編

『ライオンのひみつ』 池田 菜津美／文

『草の根のたんけん』 おくやま ひさし／著

■絵本

『パンのミミたろう』

及川 賢治／作、竹内 繭子／作

『かぜをひいたおつきさま』

レオニート・チシコフ／作・絵

図書館（室）からのお知らせ

おはなしくらぶ

- 【とき】 12月25日(木) 午前10時～正午
 【ところ】 大山田公民館
 【内容】 小学生以上対象の児童書の読み聞かせ
 【定員】 20人 ※先着順
 【申込方法】 12月8日(月)から電話で受付
 【申込先・問い合わせ】 大山田公民館 ☎ 46-0130

12月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。(30分～1時間程度)

とき	ところ	催物(読み手)
10日(水)	10:30～	いがまち図書室 ミニサロンひまわり
	15:00～	青山図書室 おはなしなあと?(高校生)
11日(木)	10:30～	上野図書室 えほんのひろば(ちいさなねこ)
13日(土)	10:30～	上野図書室 おはなしの会
	10:30～	大山田図書室 おはなしたいむ(きらきら)
16日(火)	10:30～	阿山図書室 読み聞かせ会(はあと&はあと)
17日(水)	15:00～	上野図書室 えほんの森(よもよも)
18日(木)	10:00～	島ヶ原子育て支援センター 読み聞かせ会(ネエよんで)
20日(土)	10:00～	いがまち図書室 読み聞かせ会(ぶらんこ)
	10:30～	上野図書室 おはなしの会
21日(日)	10:30～	阿山図書室 読み聞かせ会(はあと&はあと)
24日(水)	10:30～	上野図書室 おひざでだっこのおはなし会
1月7日(水)	10:00～	いがまち図書室 絵本の時間(お話の国アリス)

◆図書館のしごと

～レファレンスサービス～

レファレンスサービスってなあに?



レファレンスサービスとは、一言で言うと「調べもののお手伝い」のことです。司書の専門的な知識を必要とする重要な仕事です。

どんなことを調べてくれるの?



- 「この本は図書館にあるの?」という質問はもちろん、市内の図書館(室)に所蔵がない場合は、市外の図書館の所蔵を調べます。
- あるテーマに対してその情報が掲載されている適切な資料をお探して提供します。
(例)松尾芭蕉の門弟、風麦について知りたい。

そのほかにも、「調べたいことがあるけど、どう調べたらいいのかわからない!」などの質問もまずはお気軽にひと声おかけください。

※時間を要する場合があります。また、健康問題や法律問題、学校の宿題など、規則によりお答えできない場合があります。

12月の二次救急実施病院

◎各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
	1 岡波	2 名張	3 岡波・名張	4 名張	5 上野	6 名張
7	8 名張	9 岡波	10 上野	11 岡波・名張	12 名張	13 上野
14	15 岡波	16 岡波	17 名張	18 岡波・名張	19 名張	20 上野
21	22 名張	23 岡波	24 上野	25 岡波・名張	26 名張	27 上野
28	29 岡波	30 岡波	31 名張	*小児科以外の 診療科です。		

《実施時間帯》 平日：午後5時～翌日午前8時45分
土・日・祝日・年末：午前8時45分～翌日午前8時45分

《実施時間帯（岡波総合病院）》

月曜日：午後5時～翌日午前9時 水曜日：午後5時～翌日午前8時45分
日曜日：午前9時～翌日午前8時45分
※月・水曜日が祝日・年末の場合、午前9時～翌日午前8時45分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。

【上野総合市民病院（☎24-1111）】

【名張市立病院（☎61-1100）】

【岡波総合病院（☎21-3135）】

※重症者が重なり、診察できない場合があります。また、非当番日は救急の受け入れを行いません。

※二次救急（重症）の人が対象です。

◎伊賀市救急相談ダイヤル24

☎0120-4199-22

（フリーダイヤル）

医師・看護師などが24時間年中無休体制で、救急医療や応急処置などに関する相談に応じます。（通話料・相談料：無料）

◎伊賀市応急診療所（一次救急）【診療科目】 一般診療・小児科

【所在地】 上野桑町1615番地 ☎22-9990

【診療時間】 月～土曜日：午後8時～11時

日曜日・祝日・年末：午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時

※受付は、診療終了時刻の30分前までをお願いします。

◆夜間・日曜日および祝日診療を行っている医療機関については、三重県救急医療情報センター（☎24-1199）へお問い合わせください。

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・がめやま

伊賀市・甲賀市・亀山市



サッカーをとおして3市の交流を深める

～第1回いこか市長杯サッカー交流フェスタ～

伊賀市、甲賀市、亀山市のサッカー協会が共同で初めて企画した「第1回いこか市長杯サッカー交流フェスタ」が11月8日、

甲賀市の水口スポーツの森で開催され、年代や男女別の26チーム、約400人が出場しました。

古くから歴史的・文化的つながりが強く、今年度ともに新市制10周年を迎えた3市は、こ

れまでも観光や相互の情報発信などで連携してきましたが、「サッカーを通じて市民交流をさらに深めよう」との大会趣旨に賛同した3市の市長が優勝カップを寄贈。各試合結果の総合成績で優勝した伊賀市チームが初の栄冠に輝きました。

今後も持ち回りでの開催が予定されており、第2回大会は来年、伊賀市で行われることになっています。

忍者衣装で親善試合

この日は、伊賀と甲賀の選手が忍者衣装に身を包んだ親善試合も行われ、忍術さながらの巧みなボールさばきや、高く上がったボールを競り合う空中戦が随所に見られた「忍者対決」に会場は盛り上がりました。結果は2対1で伊賀に軍配が上がりましたが、試合後には互いの健闘をたたえ合い、記念撮影をするなど交流が深まりました。



《総合結果》

- 1位 伊賀市
- 2位 亀山市
- 3位 甲賀市



【情報交流ひろばに関する問い合わせ】

甲賀市広報課 ☎0748-65-0675

亀山市広報秘書室 ☎0595-84-5021

伊賀市広聴情報課 ☎22-9636

病気になるにくい
カラダを作る
健康レシピ

とろ〜りチーズが美味！ さげかす 酒粕グラタン



酵母菌を多く含む酒粕で風邪を予防！

酵母菌は発酵でできるビタミンやアミノ酸を蓄えるため、それらを多く含む酒粕は高栄養食品です。また、酵母菌は水溶性食物繊維であるβ-グルカンを含み、腸の免疫細胞に働きかけて免疫力や、ウイルス・細菌に対する抵抗力を高めるといわれています。ほっこりと体も温まる酒粕を食べて寒い冬を乗り切りましょう！

材料 (2人分)
 酒粕…50g (1/2 枚) 豆乳(牛乳)…100ml (1/2 カップ)
 味噌…7g (小さじ1強) みりん…8g (大さじ1/2 弱)
 ブロッコリー…60g (小8房) 大根…100g (3cm)
 ジャガイモ…120g (1個) ベーコン…20g (1枚)
 バター…6g (大さじ1/2) ピザ用チーズ…30g (大さじ4)
 ※アルコールに弱い人は酒粕の量を加減してください。



1. 豆乳に酒粕を加え、弱火で焦げないように煮溶かし、味噌とみりんを加えて溶かす。
 2. ブロッコリーは軽くゆでる。大根とジャガイモは薄くスライス、ベーコンは3cmに切り、バターでソテーする。
 3. 耐熱皿に2を斜めに重ねて並べ、ブロッコリーを置く。1をかけてチーズをのせ、オーブントースターで焼く。
- (1人分 エネルギー 283kcal
たんぱく質 13g、塩分 1.2g)

上野総合市民病院 管理栄養士による病気にならないためのレシピです。

第3章では、政党政治や普通選挙、社会運動など伊賀の大正デモクラシーを叙述しています。伊賀鉄道が開業し、地域文化が花開いた活気ある時代を描いています。

第4章は、戦時下の伊賀地域について叙述しています。戦地に赴いた人々はもちろん、配給制度や学童疎開の受け入れなど、暮らしたに余裕が

初期の変革から近代化までの伊賀地域の様子を叙述しています。市制・町村制や学校、警察、消防など現在でも身近に存在する制度の原形が誕生した時代を描いています。

第1章から2章にかけては、明治行政、産業、交通、教育・文化、社会などの分野について掲載しています。

内容は、明治から大正、昭和に至る時代を6章に分け、各時代の政治・行政、産業、交通、教育・文化、社会などをまとめ、叙述したものです。

市史編さん事業は、市民の皆さんの郷土に対する誇りと愛情の上に、さらなる関心と深い理解を得ることを目的に進めています。

まもなく、この市史編さん事業で5冊目となる『伊賀市史 第3巻 通史 近現代』を発売します。

今回発刊の第3巻は、既刊の『第6巻 資料編 近現代』やさまざまな資料をもとに明治期以降の市域の歴史をまとめ、叙述したものです。

**『伊賀市史』第3巻
まもなく発刊！**

市史編さんだより (35)



▲木津川を渡る伊賀鉄道の蒸気機関車

購入方法などは、市ホームページや書店でご案内します。詳しくはお問い合わせください。

総務課市史編さん係
 ☎ 52・4380 FAX 52・4381

第5章では戦後の混乱から立ち上がる人々の様子を叙述し、6章は、その後展開する高度経済成長期の伊賀地域について描いています。

私たちの父母や祖父母が生きたくて身近な伊賀の歴史を振り返ることができる一冊になっています。

来年1月から購入予約の受付を開始し、3月には市内などで販売をはじめの予定です。2月末までにご予約をいただいた場合、特価4,000円(定価5,000円)でお求めいただけます。